

# 株主総会プロセスの改革

福本 葵

## 一、はじめに

二〇一七年二月九日、金田法務大臣によって法制審議会に会社法改正が諮問された。今回の会社法改正の課題には、株主総会の手続きの合理化、社外取締役設置の義務化、役員報酬の規定の見直し、社債管理規定の見直し等が上げられている。これらの課題を一年半から二年かけて検討し、二〇一九年の改正法成立を目指すとされている。一つ目の課題に上がっている株主総会手続きの

合理化に関連する議論には、総会開催日の適切な設定、招集通知・総会資料の電子化、株主提案権の制限、実質株主の総会出席などがある。

法制審議会への諮問に先立って、経済産業省において、同様のテーマが議論された研究会による報告書が発表されている。平成二七年四月二三日には、「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」の報告書が発表され、平成二八年四月二一日には、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」の報告書が発表された。<sup>(i)</sup>

さらに、二〇一五年六月から適用されている

「コーポレートガバナンス・コード」においても、「【原則1-2株主総会における権利行使】上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。」に続く補充原則に「1-2③上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。」との記載がある。

また、昨年六月二日に発表された「日本再興戦略二〇一六」には、「…対話を重視する企業が株主総会の日程や基準日を欧米諸国等の状況と比較しても合理的かつ適切に設定する（例えば、諸外国同様、決算日から四か月後に株主総会を開催する、基準日を決算日より後に設定して基準日と総会の間の期間を短くする等）ための総合的な環

境整備の取組を進める。」との記載がある。

これらの会議体で話し合われてきた株主総会に関連した課題には、主に、総会開催日の適切な設定、招集通知・総会資料の電子化、議決権行使プロセス全体の電子化、株主提案権の制限、実質株主の総会出席等がある。このうち、本稿では、総会開催日の適切な設定、招集通知・総会資料の電子化について考察する。

## 二、総会開催日の適切な設定

### (1) 開催日程の分散化

東京証券取引所が発表する「東証統計月報」には、決算期別の上場会社の決算短信集計が掲載されており、その二〇一七年二月号によると、二〇一六年一月から一二月までに決算を行った会社は合計三、二〇七社、そのうち三ヶ月期決算会社は

二、一四七社であり、全体のおよそ六七%に上る。<sup>(iii)</sup> そのうちの大半で六月の最終週に株主総会が開催され、さらに毎年、最終週の内の一日が株主総会集中日として発表されている。

多くの会社の株主総会が集中すると、機関投資家のように複数の銘柄の株式を所有する株主は、すべての株主総会に出席することが難しくなる。

それだけでなく、株主総会の参考書類がほぼ同時に送付されてくるため、一つ一つの議案を検討する期間が短くなる。特に海外へは郵送に時間がかかるため、海外の投資家が実際に議案を検討する期間はほぼ三日と言われている。こういった状況が、海外機関投資家の多くが議決権行使助言会社の助言に頼る一因にもなっている。

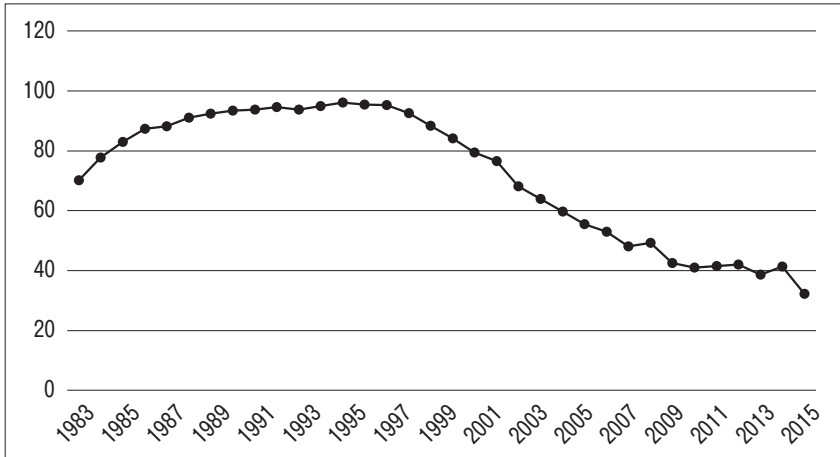
近年、株主総会が六月の中でも特定の日に集中することについては批判がある。かつて、集中日開催は総会屋対策のためにも有効であった。しか

し、株主総会を株主との対話の場と捉える近年の考えからは、株主総会が集中することは、決して望ましいものではない。そのため、株主総会開催日は分散化傾向にある。また、土日に開催日を設けるなど、株主が出席しやすい日程を選択する会社も増加傾向にある。

株主総会の集中日開催は、二〇一六年三月期決算の東証上場会社の場合、三三・二%となっている。<sup>(iv)</sup> しかし、集中日に株主総会を開催する会社の減少傾向は、ここ数年大きな変化はなく、限界にきている。また、特定の集中日に開催しなくとも、その前日、その後日など六月最終週に集中している。

そこで、これまで日本においては当然と考えられていた基準日と決算日を同一とすることを見直し、基準日を決算日の後にずらす方が議論されるようになった。

図表1 定時株主総会集中率推移（3月期決算会社）



〔出所〕 東京証券取引所「3月期決算会社株主総会情報」「定時株主総会集中日の集中率」により筆者作成

(2) 基準日と決算日

(a) 基準日とは何か

会社法一二四条は基準日について規定している。株式会社は一定の日（以下、基準日）を定め、この基準日に株主名簿に記載されている株主に対して、その権利を行使させる。そして、定められた基準日から三ヶ月以内に基準日の株主が行うことができる権利の内容を定めなければならない。従って、三月三十一日を基準日とした場合には、六月中に株主総会を開催しなければならない。

日本の多くの会社が三月期決算会社であり、それらの会社のほとんどが三月三十一日の決算日を株主総会の基準日としている。しかし、会社法には、決算日を基準日と同一としなければならないとする規定はない。また、決算日から何日以内に基準日を設けなければならないとする規定もない。つまり、日本の企業が採用している決算日と

基準日の同一は、慣行に過ぎない。アメリカやイギリスなど諸外国では、決算日と基準日が異なることが多く、同一なのは、日本と韓国など少数である。

(b) 現行制度（基準日＝決算日）のデメリット

現行制度である決算日を基準日とする慣行については、様々なデメリットが指摘されている。デメリットのひとつは、株主総会の集中である。日本の会社は諸外国と比較しても三月期決算が多いため、株主総会は六月に集中している。

株主総会が集中すると、複数の銘柄を所有する機関投資家等は、所有する株式の株主総会に参加することが困難になる。また、複数の銘柄の招集通知や株主総会参考資料がほぼ同時に送付される。

株主総会開催日の集中に加え、招集通知から株主総会開催までの期間が二週間と短く、株主が議

案を十分に検討することができないとされている。決算が確定してから、株主総会までの時間が十分に取れば、議案を検討する時間が確保できる。特に海外の機関投資家にとっては重要な問題である。

同時期に複数の会社の招集通知が到達すること、議案検討期間が短いことは、機関投資家が議決権行使アドバイザーにより依存する一因となっているとの指摘もある。<sup>(v)</sup>

一方、基準日から株主総会開催日までの期間が長いという問題もある。

香港が拠点の投資家団体アジア企業統治協会 (Asian Corporate Governance Association, ACGA) は日本の年次株主総会に関する経済産業省からの質問に対し、「基準日から年次株主総会までの期間が国際的な標準から比較すると長い。世界の投資家は、日本において基準日から年次株

主総会までの期間を長くとも三週間から四週間に短縮することが望ましいと考えているだろう。今日、様々なITテクノロジーが利用可能であることから、基準日から年次株主総会までの期間を三ヶ月とすることは正当化できない。」と述べている。<sup>(vi)</sup>

現行は、基準日と株主総会の開催日である権利行使日までの期間が三ヶ月と長いので、エンプティ・ボートイングが発生し易い。つまり、基準日には株式を所有していたが、既に売却し、株主ではなくなっている者が議決権を行使することがある。エンプティ・ボートイングは、基準日と株主総会開催日が同一でない限り発生しうる。しかし、基準日と株主総会開催日までの期間が長ければ長いほど、より発生し易い。現行の基準日から株主総会開催日までの三ヶ月は諸外国に比べても長く、発生し易い状態にある。

### (3) 株主総会関連の適切な基準日設定に関するアンケート調査結果

基準日と決算日を乖離させるこのような議論に対し、発行会社は概ね冷ややかな反応を示している。平成二九年二月、経済産業省は、東京株式懇話会が行った「株主総会関連の適切な基準日設定に関するアンケート調査結果」を発表した。<sup>(vii)</sup>

このアンケートの対象企業は、東京株式懇話会会員企業一、〇九三社であり、回答数は七九二社、回答率は七二・五%である。回答時期は昨年平成二八年一月であった。

この中で、「基準日の見直しを具体的に検討しているか。」という質問に対し、「全く検討していない」が五四%であり、「担当者レベルで勉強をしている程度」が四四・五%である。続く「基準日の見直しの必要性を感じるか。」については、「必要性を感じない」が四三%、「必要性は否定し

ないが今は優先順位が低い」は五五・一％となっている。アンケート結果は質問項目の設定の仕方に左右される傾向があることは否定できないが、この結果を見ると、基準日＋決算日とすることに對し、発行会社は消極的であると考えられる。

アンケートによると、これらの発行会社が現行制度の変更に反対する理由には、日本では、基準日＝決算日が浸透していること、株主確定のためのコストがかかること、つまり、有価証券報告書及び事業報告では、「決算日」を基準として「大株主の状況」を記載することとされており、議決権行使基準日が決算日と別の日となると、株主の確定を二回行う必要が生じ、事務コストが増加するおそれがあること、取締役・監査役その他の役員選任が遅くなること、配当金の支払いが遅れること、四半期開示と時期が重なり、対応が困難なことなどが挙げられている。

#### (4) 基準日変更された場合の留意点

##### (a) 株主の確定

仮に、基準日に変更されるとすると、どのような点に注意しなければならないかについてはさらに様々な議論がある。先に述べたように、現在は、決算日であり基準日でもある期末日に総株主通知がなされている。事業報告書、有価証券報告書の「大株主の状況」を現在のまま決算日現在で行うとするとコストが生じる。

また、剰余金配当請求権をどの時点の株主に対して付与するかも問題となる。配当金を受け取るのは、決算時点の株主であるという考え方がある一方で、議決権行使基準日の株主であるという考え方もある。決算時点であるという立場を取った上で、基準日を変更するのであれば、総株主通知は二回行わなければならない。また、配当基準日を議決権行使基準日とした場合、基準日から

配当支払開始日までが、短縮されることになる。

この期間短縮は実務的に可能かという問題もある。

(b) 法人税申告期限の延長

法人税法上の税務申告期限のため、三月期決算の会社の株主総会は、六月中に行わなければならないとされてきた。しかし、この度、法人税法は、株主総会開催日を柔軟に設定することができるとように改正された。

平成二八年二月八日、自民党および公明党によって「平成二九年度税制改正大綱」が発表された。その中で、「上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、法人税等の申告期限の延長可能月数を拡大する。」とされた。

改正前の法人税法第七四条では、確定申告書提出期限の原則が規定されており、「内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、確定

申告書を提出しなければならない。」とされていた。

しかし、これには、特例措置があり、決算から最長三ヶ月間は延長できたため（第七五条の二、第八一条の二四第一項、同連結決算）、多くの会社は、この特例措置を利用してきた。つまり、三月期決算の会社であれば、三ヶ月後の六月末までに確定申告書を提出してきた。

今回の改正では、「会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、その定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を認める。」とされている。現行一ヶ月の延長が認められるところ、この延長期間が四ヶ月とされた。三月期決算の会社



であれば、原則五月、一ヶ月の延長をしても六月までに提出しなければならなかったところを、四ヶ月の延長を認め、九月までに提出すればよいこととしたものである。

但し、現行制度においても会計監査人設置会社で、「取締役会の承認」（会社法四三六条三項）を受けた計算書類が法令、定款に従い、財産・損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、「定時株主総会の承認」は不要である。

この場合でも、「計算書類の内容」を、「定時株主総会に報告」（会社法四三九条）しなければならない。また、一定の条件を満たさない場合には、株主総会の承認が必要となる。上場企業は、有価証券上場規程に会計監査人設置義務があるの（有価証券上場規程四三七条）、定時株主総会の承認は不要で、取締役会の承認を受ければよ

い。定時株主総会には報告するだけでよい。

このように、基準日を変更することができるよう環境は徐々に整いつつある。しかし、東京株式懇話会のアンケート調査結果を見る限り、「現行の「決算日」基準日」に何ら問題を感じない（一二九社）、「決算日」基準日」という認識が株主側でも定着しており、一定の評価を得ているので見直す必要はない（一一六社）、現行の「決算日」基準日」が会社としては最も合理的な対応だと考える（一一五社）、株主との対話は総会に限らず通年で実施しており、基準日を見直すまでの必要はない（九五社）、現行の「決算日」基準日」で十分対話期間を確保出来ている（七八社）」と発行会社は喫緊の課題とは感じていないようである。なお、海外機関投資家の株主割合が高い企業がそれらの要請に応じて取り組む可能性はあるかもしれない。

### 三、 招集通知・総会資料の電子化

株主総会基準日の変更が未だ発行会社のコンセンサスを得られていないのに対し、二つ目の課題である株主総会の電子化は、実現化の方向に進んでいる。

「株主総会の電子化」と一言で言っても、その中身は、以下の三つに大別される。一つは、株主総会に関わる文書の電子化である。今回の改正の議論は、主にこの文書の電子化の議論である。つまり、株主総会の招集通知および株主総会参考資料を電子化することである。文書の電子化には、これに加え、決算公告の電子化が含まれる。

二つ目の電子化は、議決権行使の電子化である。会社法では、株主が一、〇〇〇名以上の会社は、書面による議決権行使ができるようにしなけ

ればならない（会社法二九八条二項）。株主総会に出席できない株主に投票の機会を確保する制度である。

株主総会に出席できない株主が議決権を行使する方法として、これに加え、議決権の電磁的行使がある（会社法二九八条一項四号）。議決権の電子行使は、書面行使のように、上場会社に強制されるものではない。

株主総会の三つ目の電子化に、株主総会そのものの電子化、株主総会の開催の電子化がある。これはいわゆるバーチャル株主総会と言われるものである（松本Ⅱ野山（二〇〇三）。二〇〇〇年、デラウェア会社法二二一条が導入された。二〇一五年は、従来型のリアル株主総会との併用が四四社で、バーチャル型のみが九〇社で開催された<sup>10)</sup>。二〇一六年は一三六社がバーチャル株主総会を実施したとされている。特に最近上場した会社や情

報産業が多く実施している。実施企業は大小様々であり、インテル、ヒューレットパッカード、Fidit<sup>(ix)</sup>などがある。

(1) 現行招集通知・総会資料の送付

株主総会の招集通知および株主総会関連書類の送付方法は、株主がどのように議決権行使を行うことができるかによって異なっている。

原則は、株主総会に本人が出席し、挙手して議決権を行使する方法である。公開会社の場合、招集通知および株主総会資料を株主総会会日の二週間前までに送付しなければならない(二九九条)。

また、株主が一、〇〇〇名以上の会社は、議決権の書面行使制度を採用しなければならない(会社法二九八条二項)。この場合、招集通知および株主総会資料を書面で送付する際に、議決権行使書面を同封する(招集通知は二九九条一項、参考

書類および議決権行使書面は三〇一条一項)(図表2ケース1)。

しかし、これらの書類、つまり招集通知および株主総会資料は、個別の株主の承諾を得ている場合には、承諾を得ている株主に対し、電子的に交付することができる(招集通知は二九九条三項、参考書類および議決権行使書面は三〇一条二項)。三〇一条が想定する会社は、二九八条一項三号に掲げる事項について定めた会社、つまり議決権を書面行使できるように定めた会社である。三〇一条一項によると、個別の株主が承諾し、招集通知等が電子的に送付されてきても、会社が電磁的な議決権行使制度を採用していない場合、議決権は電子送付された議決権行使書面によって行使することになる(図表2ケース2)。しかし、実務上は、株主の承諾を得て招集通知を電子送付する制度の採用は、議決権の電子行使を実施している会

図表2 招集通知の電子化と議決権行使の電子化の場合分け

ケース	議決権行使	招集通知	根拠条文	備考
1	書面行使	書面送付	§ 301①	
2	書面行使	承諾を得ている株主に対する電子送付	§ 301②	株主からの請求があった場合、書面を送付 (§ 301②/但書)
3	電子行使	書面送付	§ 302①	
4	電子行使	承諾を得ている株主に対する電子送付	§ 302②(参考書類) § 302③(議決権行使書面記載事項)	株主から請求があった場合には参考書類を書面提供
5	電子行使	承諾を得ていない株主から総会日の1週間前までに請求があった場合、直ちに電子送付	§ 302④	

筆者作成

社に限定している場合が多い。

次に、会社が電磁的方法による議決権行使を採用している会社の場合も、原則、招集通知および株主総会参考書類を株主に交付しなければならぬ(三〇二条一項)(図表2ケース3)。

この場合、株主総会の招集通知の電磁的な通知を認めている株主に対しては(二九九条三項)、株主総会の参考書類も電磁的に送付することができる(三〇二条二項)。電磁的な議決権行使を認めている会社の場合は、三〇一条とは異なり、「議決権行使書面」そのものを電磁的に送付すべきとはなっていない。しかし、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならぬ(三〇二条三項)(図表2ケース4)。また、一旦招集通知を電磁的方法で通知する二九九条三項の承諾をした株主であっても、株主からの請求があったときは、株主総会参考書類を当該

株主に交付しなければならない（三〇二条二項但書）。

最後に、議決権の電磁行使制度がある会社において、二九九条三項の招集通知を電磁的に送付する承諾を得ていない株主から、総会日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的に送付するよう請求があった場合、直ちに、当該株主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない（図表2ケース5）。

ところで、電磁的な方法による通知の受領とは、電子メールによる受信、ウェブサイトにアップロードした上、株主にはそのURLを通知し、閲覧・ダウンロードさせる方法、CD-ROMなどの媒体の送付である（会社法施行規則二二二条）。実務的には、前者の二つのいずれかであろう。いずれの方法によっても株主がプリントアウトできなければならない。

(2) 定款の定めによる電子提供（Web開示）

会社は、招集通知を発送する際に、株主総会参考書類を交付し（三〇一条一項、三〇二条一項）、事業報告、計算書類（四三七条）、および連結計算書類（四四四六項）を提供しなければならない。このうち一部の情報を、書面交付することなく、Webで開示することによって、株主がその提供を受けることができる制度がある。この制度は、Web開示と呼ばれ、平成一七年に導入され、さらに平成二六年改正で拡大された。この制度を利用するためには、先に述べた招集通知の開示とは異なり、個別の株主の承諾を得る必要はない一方、定款でその旨を定めなければならない。

開示は、招集通知を発送するときから株主総会の日から三ヶ月が経過する日までの間、継続して行われなければならない。この制度によって株主に当該事項を記載した書類を提供したものとみな

す。

この制度によっても、株主総会参考資料のすべてが開示される訳ではない。開示できる情報は、株主総会参考書類に記載すべき事項のうち一定のものに限定される。株主総会の参考資料のうち、

議案自体は記載することはできない（会社法施行規則九四条一項）。さらに、議案に関する参考情報は Web 開示できるが、監査役または監査委員が異議を述べた事項は開示できない。

事業報告についても一三三条三項に関するものは開示できる。また、計算書類のうち個別注記表に記載すべき事項（計算規則一三三条四項）は開示できる。連結計算書類およびその監査報告、会計監査報告に記載すべき書類についても開示できる。

Web 開示の具体的な方法は、インターネットのウェブサイトに情報を掲載し、株主がダウン

ロードできるようにするものである。会社は株主に URL を通知する。株主は開示された情報を書面で会社に提供することを求めることはできない。

### (3) 法的拘束力のない早期 Web 開示

前述の、定款の定めによる電子提供（会社法施行規則九四条、一三三条、計算規則一三三条、一三四条）の他、多くの会社が招集通知・添付書類の校了後、書類を発送する前に T Dnet や自社のウェブサイトでその内容を開示している。これは会社が任意に行うものであり、法的拘束力のない、早期 Web 開示である。

冒頭で述べたコーポレートガバナンス・コードは補充原則 1-2②において「上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができよう、招集通知に記載する情報の正確性を担

保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDRetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。」と述べており、上場企業に早期開示を促している。

経済産業省の「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」の報告書によると、二〇一五年六月に株主総会を開催した上場企業二、三五四社のうち、早期Web開示を実施した企業は七六九社(三二・七%)であった。<sup>(3)</sup> 同報告書によると、招集通知発送日からWeb開示日までの平均日数は二・七営業日であり、Web開示のタイムングの内訳を見ると、招集通知発送日の一営業日前が最も多く、全体の三六・五%(二八一社)であった。

このように現行の株主総会関連資料の電子化と

言っても、様々である。また、それぞれの制度が株主に周知され、かつ広く実施されているとは、言い難いものもある。例えば、全国株懇連合会の調査によると、全株懇加盟会社でかつ回答のあった一、八〇〇社のうち、電磁的方法による招集通知の発出を行ったのは、一六七社(九・三%)である。また、定款の定めがある電磁的開示いわゆるWeb開示(インターネット開示とみなし提供)については、定款規定がある会社が一、四〇七社(七八・二%)であるが、一部でも利用した会社が八九六社(六三・七%)で、残りの五一一社(三六・三%)は、定款規定があるもののまったく実施していない。<sup>(4)</sup>

#### 四、おわりに

今年二月、法務大臣より法制審議会に会社法改

正が諮問された。今回の改正の課題の一つに、株主総会の手続きの合理化がある。株主総会手続きの合理化については、経産省の審議会で長らく議論されており、今回の会社法改正の諮問へと至った。

株主総会手続きの合理化に関する議論は多岐に渡る。そのうちの一つが、決算日以外に基準日を設定する基準日の変更である。日本の上場企業のおよそ七割が三ヶ月決算であり、さらに、昨年はその三割が六月最終週の集中日と言われる一日に株主総会を開催した。その結果、複数銘柄を所有する株主が複数の株主総会に出席することが難しくだけでなく、招集通知、株主総会参考書類が一度に送付されてくることになる。しかも、株主総会開催日から二週間前までに送付することになっているため、外国人機関投資家が議案を検討する期間は三、四日程度と言われている。

議論されているように、基準日を決算日よりも遅らせることによって、これらの問題は解決することができる。しかし、これまでのところ、発行会社の反応は芳しくない。この問題については、さらなる議論を要するであろう。

一方、もう一つの課題である招集通知の電子化については、実現化の兆しが見えているようである。日本においては、現在でも招集通知の他、株主総会関連資料についてもいくつか電子化の制度がある。しかし、十分に認知され、広く実行されているとは言えないものもある。紙幅の都合上、本稿では触れなかったが、アメリカでは、二〇〇九年より個別株主の承諾を得ることなく招集通知および株主総会関連書類を電子化することができ、*Notice and Access* が稼働している。この制度に倣って、日本においても個別の株主の承諾を得ることなく、招集通知および株主総会関連資料を



## 株主総会プロセスの改革

ウェブで開示する方法が検討されている。

このほか、株主提案に数的な制限を設ける議論や実質株主が株主総会に出席したいとした場合の対応などについても組上に載せられている。株主総会が株主との対話の場、実質的な議論の場であるかは、会社の規模や株主の数によっても異なってくる。しかし、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードの実施が求められる上場会社や年金基金は株主総会での対話を形式的なものとはできない。株主総会に関わるさらなる改革が期待される。

### (注)

- (i) 経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(平成二七年四月三日)  
[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/jizo-kutekseicho/pdf/report01\\_01\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/jizo-kutekseicho/pdf/report01_01_00.pdf)
- (ii) 経済産業省「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書」対話先進国の実現に向けて」(平成二八年四月三日) <http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160421007/20160421007-1.pdf>
- (iii) 東京証券取引所「東証統計月報」上場会社連結決算短信集計 [http://www.jpix.co.jp/markets/statistics-equities/monthly/nlsgen00002bpr1-att/15\\_tansin1702.pdf](http://www.jpix.co.jp/markets/statistics-equities/monthly/nlsgen00002bpr1-att/15_tansin1702.pdf)
- (iv) 東京証券取引所「三ヶ月決算会社株主総会情報」「定時株主総会集中日の集中度」<http://www.jpix.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/01.html>
- (v) “ACGA Response to METI Study Group on Japanese AGMs.” [http://www.meti.go.jp/english/policy/economy/corporate\\_accounting/pdf/acgaresponse\\_to\\_meti.pdf](http://www.meti.go.jp/english/policy/economy/corporate_accounting/pdf/acgaresponse_to_meti.pdf)
- (vi) 日本の年次株主総会に関する経済産業省の検討分科会に対するアジア・コーポレート・ガバナンス・アソシエーションの回答抜粋(二〇一四年一月)「経済産業省」第四回株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会事務局提出資料「基準日変更に関する考え方」平成二八年三月四日 資料4-2」
- (vii) 東京株式懇話会「株主総会関連の適切な基準日設定に関するアンケート結果(概要)」(平成二八年二月) [http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunshisoukai\\_process/pdf/007\\_07\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunshisoukai_process/pdf/007_07_00.pdf)

- (iii) Financial Times (March 11, 2016)
- (iv) Harvard law school forum on corporate governance and financial regulation, Annual Shareholder Meeting: Selected Considerations for a Virtual-Only Meeting (December 9, 2016) <https://corp.gov.law.harvard.edu/2016/12/09/annual-shareholder-meeting-selected-considerations-for-a-virtual-only-meeting/>
- (x) 経済産業省「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書「対話先進国の実現に向けて」(平成二八年四月一二日) <http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160421007/20160421007-1.pdf>
- (xi) 全国株懇連合会「株主総会等に関する実態調査計算表」(平成二八年一〇月) [http://www.kabukon.tokyo/data/data/research/research\\_2016.pdf](http://www.kabukon.tokyo/data/data/research/research_2016.pdf)

【参考文献】

田中亘「株主総会と企業統治―株主総会資料の電子提供の問題を中心に―」『フィナンシャル・レビュー』平成二七年第一号、二〇一五年三月

浜田道代「新会社法の下における基準日の運用問題―従来の慣行は合理的か―」『旬刊商事法務』一七七二、一七七三号(二〇〇六)

松本勉・野山英郎「株主総会の電子化技術と課題」『電子株主総会の研究』(弘文堂・二〇〇三)

【謝辞】本研究は科研費(17K03496)の助成を受けたものである。

(ふくもと あおい・帝塚山大学教授  
当研究所客員研究員)